

狩猟により生ずる損害賠償に係る共済事業

制度所管部局名：自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 制度の概要

当該制度は、鳥獣保護法第56条に基づく狩猟者登録申請を行う際に、狩猟により生ずる損害の賠償について、狩猟を行う公益法人であって環境大臣が指定する法人が行う狩猟に起因する他損事故（以下、「狩猟事故」という。）の損害についての共済事業であって給付額が3千万円以上であるものの被共済者であることとしている制度である。

なお、上記共済事業の被共済者でなくても、保険業法に基づく損害保険（狩猟事故に係る損害保険）の給付額が3千万円以上の被保険者、又は、これらに準ずる資力信用を有する者についても、狩猟者登録を認めているところである。

2. 指定、登録等の基準

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】

（狩猟者登録の拒否）

第五十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（中略）

三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていない者

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則】

（狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件）

第六十七条

2 法第五十八条第三号の環境省令で定める損害の賠償に係る要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 狩猟に関する事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であって、環境大臣が指定するものが行う共済事業（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、給付額が三千万円以上であるものに限る。）の被共済者であること。

二 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が三千万円以上であるものに限る。）の被保険者であること。

三 前二号に準ずる資力信用を有すること。

※平成23年5月30日付け告示（環境省令第10号）で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項が改正され、同項第1号が削除された。また、附則に

において経過措置として以下の通り定められている。

(経過措置)

第二条 狩猟により生ずる損害の賠償に係る要件については、この省令による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十七条第二項の規定にかかわらず、当分の間、狩猟に関する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であって、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が行う共済事業（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、給付額が三千万円以上であるものに限る。）の被共済者であることとすることができる。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第六十七条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が指定するものが行う共済事業の被共済者については、平成二十五年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人大日本猟友会	S54. 8. 1	東京都千代田区九段北 3-2-11 03-3234-8080	昭和53年の鳥獣保護法の改正により新設された本制度において、当該者は、鳥獣保護法施行規則第67条第2項第1号（現行省令）に規定されている要件を満たすと認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
共済金給付充当額	過去数年間の猟法ごとの事故の発生状況や、補償実績に基づき掛け金を設定。
あみ猟 750円	
わな猟 750円	
第1種銃猟 1500円	
第2種銃猟 750円	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成24年3月31日現在）平成23年5月30日付け告示（環境省令第10号）で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項が改正され、当該指定制度は廃止された。

7. 政策評価

当該指定制度は廃止された。